やってみよう!

委員会活動

■委員会参加の手続は？

東弁の委員会には，「常置委員会」「特別委員会」「東京三会等の各種合同委員会」等がある〔**P.7参照**〕。

毎年12月ころ，翌年4月からの委員会参加について希望の調査が行なわれる。東京弁護士会から各会員に対して「**希望調査票**」※図1が送られるので，会員はこれに記入の上，ファクシミリか郵送，持参のいずれかの方法で提出する。応募方法や応募締め切りは，公募の案内に記載されるので，委員希望者はそれらを読んだ上で応募する。そして，上記の希望状況を見た上で，総会または常議員会の委嘱に基づき，人事委員会が各種委員の選任を行なうこととなる。委員の選任に際しては，本人の希望が重視されるが，必ずしも希望通りの委員に選任されるとは限らない。

資格審査会，懲戒委員会などの独立委員会は，任期が12月からとされている関係で，常置委員会の希望調査と別個に希望調査が行なわれることがある。この場合は，東京弁護士会から各会員に対して全会員発送等により公募が行なわれ，委員の希望をする会員は，担当事務局に届出を行なう。

2003年は，7月に資格審査会及び懲戒委員会の委員及び予備委員の公募が行なわれた。これらの委員会の選考基準として，原則として弁護士経験10年以上の者であること，任期中を通じ委員会への出席が十分確保できる者であることなどが挙げられ，留意点として，常議員との兼任禁止や過去3年間に懲戒処分を受けていないこと等が挙げられている。また，選考機関は常議員会内の人事銓衡委員会である。選考基準や留意点，応募方法や応募締切などについては公募の案内に記載されるので，委員希望者は，それらを読んだ上で応募する。

図1

※本紙を切り離し、FAXか郵送でお送り下さい

希望調査票　（回答期限　2月10日）

FAX送信（FAX番号　03-3581-0865）

東京弁護士会人事委員会　宛

氏名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿

登録番号（必ず記入して下さい）＿＿＿＿＿＿

修習期　　期・期外

希望する委員会等の名称（数字ではなく委員会名称を記入して下さい）及び希望する委員会等の数について記載下さい。下記の枠全てを記入する必要はありません。希望するもののみご記入下さい。

□ 1つのみ希望する　□ 2つでも可　□ 3つ以上でも可
□ その他（　　）

	第1希望	第2希望	第3希望
東弁			
日弁連			
他会合同（二会・三会）関弁連			

（希望理由その他意見がありましたらお書きください）

※現在2年委員の方は、来年度は1年委員として自動的に留任となりますので、平成16年度に新任となる委員会名称のみを記入下さい。
現在の任期が不明の方は各担当事務局に直接お尋ね下さい。

■委員会の活動って？

各種委員会は，概ね1か月に1回，全体委員会が開催されているが，その他に委員会内に設けられた部会が随時活動をしている。

各種委員会の活動は多種多様であり，単に弁護士会内部の人事，財務，厚生等の問題を処理するだけではなく，法改正に対する提言を行なったり，市民に対する法的サービスを提供したり，その活動範囲は広範なもので正に公益活動そのものである。

委員会活動に参加することにより，個々の会員が弁護士が担うべき役割・責任を存分に果たしていただきたい。

東京弁護士会　主な委員会一覧

◇常置委員会

●人事
関係官公庁・日弁連・その他の委員等の推薦，本会各種委員の選任。本会・日弁連の各種委員の名簿の整備。

●財務
財政確立，会費その他収入確保，予算案・支出の検討調査，その他財政全般。

●総務
職員の任免・監督・待遇，新年式・先進会員慰労会等の行事，会員・職員の表彰，その他総務事項の検討。

●厚生
会員の共済と福祉厚生に関する事項（共済財源確保，扶助事由調査，レクリェーション開催，健康診断，団体保険），会員福祉共済制度確立のための調査研究。

●広報
会報「LIBRA」の企画・編集，東弁市民モニター，ホームページの企画・運営，裁判傍聴，中学・高校での模擬裁判指導等を通じての，広報，情報提供及び文化活動。

●法制
司法制度全般の改革及び法令の調査・研究・立案。

●人権擁護
人権侵犯についての調査・情報収集，自由人権思想の普及高揚，裁判官等の非行糾弾等を通じて基本的人権擁護のため適切な措置をとる。

●非弁護士取締
弁護士でない者の弁護士法違反行為について調査・取締を行ない，適切な措置等をとる。

●司法修習
司法修習生の指導・監督並びに指導弁護士の選定，配属に関する事項。

●刑事弁護
刑事弁護センターの運営，国選弁護人・私選弁護人の推薦，刑事手続の運用，制度改善等に関する事項等を扱う。

●会館
会館の管理，営繕整備，館内の食堂売店等の選定・指導，会館使用に関する事項等。

●紛議調停
会員の報酬問題その他職務上の紛議について実情に即した円満な解決をはかるため，申立人等との斡旋調停をする。

●法律相談センター運営
法律相談センターの運営及びPR，扶助協会その他の団体との連絡，弁護士の派遣，会館外（デパート等）の常設相談所の運営及びPR等。

●弁護士研修センター運営
弁護士の自己研鑽に資する講座の開催，法律研究部との連絡，講義録の出版等。

◇特別委員会

●法廷
法廷等における弁護権の擁護，秩序の維持及び審理の公正を期するため法廷の傍聴・調査並びにこれに関する対策。

●弁護士業務改革
広く弁護士業務に関する諸問題に取り組み，弁護士業務を拡充強化することの調査研究及びその実現を期す。

●税務特別
租税制度，税務実務及び弁護士に関する税務等の調査研究を行なう。「法律家のための税法」の改訂版を出版している。

●刑事法対策特別
刑法その他刑事法及び刑事政策に関する立法・法改正等諸問題について調査研究，提言等を行なう。

●公害・環境特別
公害及び環境問題について，被害者救済及び環境保全に関する調査・研究・具体的方策の立案を行ない，適切な措置をとる。

●消費者問題特別
消費者問題について，被害者救済に関する調査・研究・具体的方策の立案を行ない，適切な措置をとる。

●子どもの人権と少年法に関する特別
子どもの人権に関する諸問題，子どもの人権救済センターの運営，少年事件付添人活動等にも取り組む。

●弁護士倫理特別
「弁護士倫理」についての調査研究，倫理研修の実施等。

●両性の平等に関する
個人の尊重，男女の平等の見地から①女性の地位及び権利に関する調査・研究，②現行法制の改善に関する調査・研究，③女性に対する差別及び権利侵害に関する具体的事実の調査・研究。

●民事介入暴力対策特別
いわゆる暴力団等による民事介入暴力事案の被害者救済及び同事案の事前防止策の調査研究。

●国際
外国法事務弁護士の登録・入会・指導・監督・営業許可等に関する事項や外国法事務弁護士・外国弁護士の制度についての調査・研究，外国法曹その他外国人との交流に関する事項等を扱う。

●民事訴訟問題等
民訴法改正問題及び改正後の民訴法の解釈運用についての調査研究，提言，実務改善をめざす諸活動等。

●外国人の権利に関する
外国人の人権侵害の救済・防止のための活動，情報・資料の収集，研究等。

●司法改革推進センター
市民に身近で開かれた司法を目指して，司法の当面する諸問題への対処，我国の司法の改革のための諸活動を行なう。

●法曹養成センター
法曹養成制度の構想の検討並びに法科大学院における教育方法や教育内容，第三者評価のあり方及び実務家教員の養成と推薦，研究者教育の実務研修など法曹養成に関する具体的提言及び諸活動の企画実行。

●弁護士業務妨害対策
会員が弁護士業務として行なう行為に関し，相手方等から妨害行為を受けるおそれのある場合に，その被害の事前防止及び支援。

●高齢者・障害者の権利に関する特別
①高齢者・障害者の権利擁護，財産管理・身上監護に関する支援等。②高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」を運営する。

●骨髄提供同意立会
非血縁者間の骨髄移植に伴う骨髄提供の最終同意に際し，骨髄移植の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする骨髄提供同意立会弁護士派遣センターの運営等。

●犯罪被害者支援
犯罪被害者支援センターの運営及び被害者支援についての調査・研究・立案等。

●あっせん・仲裁
①あっせん・仲裁センターの管理運営。②あっせん・仲裁の処理方針についての調査，あっせん・仲裁人候補者に対する指導援助，同センターに関する情報収集。

●市民窓口
電話等の口頭による弁護士の業務に関する苦情・相談を受け，市民窓口の運営を行なう。

●住宅紛争審査会運営
審査会の運営及び紛争処理委員の研修等に関する事項の審議等。

●広告調査
日弁連弁護士業務広告に関する規程（日弁連広告規程）及び日弁連外弁広告規程に基づき調査及び措置の検討を行なう。

●公設事務所運営特別
公設事務所の設置及び運営に対する協力，公設事務所に所属する弁護士の推薦，任官支援事務所等の募集及び登録を行なう。

●弁護士任官者選考特別
任官希望者及び非常勤裁判官希望者の募集・登録，適格者の調査，候補者の選考等。

●裁判官選考検討
下級裁判所裁判官指名諮問委員会及び地域委員会が適切に運営されるよう協力と情報収集等を行なう。

◇対策本部

●拘禁二法案対策本部
拘禁二法案（留置施設法案，刑事施設法案）の立法化を阻止し，被拘禁者の人権を確保，自白強要の温床であり国際的にも批判されている代用監獄を廃止，近代的・民主的な監獄法の改正実現へ向け，調査研究等の活動をする。

◇東京三会等の各種合同委員会

●東弁・二弁合同図書館
東弁・二弁合同図書館の運営，事業計画，施設の改善・拡充・利用に関する事項等の検討。資料の選択，他の図書館等との交流等。

●東京三会合同拘禁施設調査
代用監獄の施設運用及び被拘禁者の取扱等に関する実情調査・改善，被拘禁者の人権の保障。

●東京三会合同非弁護士取締
弁護士でない者の弁護士法違反行為または，これを誘発するおそれのある行為の調査，研究及び取締りをする。

●東京三会医療関係事件検討
医療関係事件に関する訴訟技術（主張整理方法，立証方法等）及び審理方法の調査・検討・研究・改善等。

やってみよう!

法律相談活動

■どのような法律相談があるのか？

●一般法律相談
●クレジット・サラ金相談
●高齢者・障害者専門法律相談（オアシス）
●医療問題法律相談
●家庭問題法律相談
●消費者問題法律相談
●労働問題法律相談
●子どもの人権法律相談
●外国人法律相談

■相談担当者になるにはどうしたらよいのか？

毎年，秋10月ころ，一般に公募している。東京弁護士会からLIBRAなどと一緒の封筒に入って「**法律相談（一括）希望調査回答用紙（チェックシート）**」※図2が送られてくるので，これに希望する法律相談をチェックして返送すればよい。抽選等の方法により実施名簿が作成され翌年の4月からの法律相談の担当となる。

会館内の法律相談の申込者は「甲名簿」に登載され，会館内の一般法律相談のほか浅草松屋の一般法律相談と，会館内での電話ガイドの割り当てもある。

池袋・錦糸町・北千住法律相談センターの一般法律相談も場所ごとに希望が出せるようになっている。八王子と多摩（立川）の各法律相談センターも募集しているが，応募資格が東弁会員で，かつ三多摩支部会員であることが応募資格となっている。三多摩支部会員になるためには住所，事務所のいずれも三多摩内にある必要はないが，若干の会費の支払いが必要となる。

クレジット・サラ金相談については，神田・四谷・錦糸町・北千住の4か所に適宜配置される。

このチェックシートには，外部法律相談，たとえば法律扶助協会とか，東京商工会議所，交通事故相談センター相談などの希望も出せるようになっている。会館外法律相談には小笠原諸島などというのもある（年1回）ので，1週間程度時間が取れる人は応募してみてもいい。ただし，かなり人気が高く，抽選倍率は高い。なお，2003年9月からは小笠原法律相談センターが開設され，毎月1回，東京三会が交代で担当することになった。

クレジット・サラ金相談は随時募集している。ただし，法律相談センター運営委員会の特別相談部会で審査がある。審査で可となれば4月または10月から登録

公益活動等に関する会規

（目的）
第一条　この会規は，東京弁護士会会則（以下「会則」という。）第二十六条の二に基づき，東京弁護士会（以下「本会」という。）の公益活動等への参加義務等を定めることを目的とする。

（公益活動等への参加義務等）
第二条　弁護士会員は，毎年度，次の各号のいずれかに掲げる活動（以下「公益活動等」という。）に参加しなければならない。
一　本会，日本弁護士連合会，関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会の委員会，合同委員会又は協議会における委員としての活動
二　本会の法律相談センターが行う法律相談案件又は本会が指定する法律相談案件に関する法律相談，書類作成，事件受任又は審査の活動
三　国選弁護人又は国選付添人としての接見若しくは面会又は弁護活動若しくは付添活動
四　当番弁護士又は少年当番弁護士としての接見又は弁護活動
五　法律扶助案件に関する法律相談，書類作成，事件受任又は審査の活動
2　前項第一号の活動については，委員会，小委員会，部会その他これに準ずる会議に一年度に四回以上参加することにより，前項の公益活動等に参加したものとする。

（公益活動等への参加義務免除等）
第三条　満七十歳以上の弁護士会員は，公益活動等への参加義務を負わない。
2　会長は，次の各号のいずれかに該当する弁護士会員に対し，その申出により，一定の期間を定めて，公益活動等への参加義務を免除することができる。
一　病気，出産その他これに準ずる理由により公益活動等を行うことができず，又は著しく困難な者（第三号に該当する者を除く。）
二　留学，海外勤務その他の理由により国内に居住しない者
三　会則第二十七条第五項又は第六項の規定による会費の減免を受けている者
四　その他会長が相当の理由があると認める者
3　別表に掲げる職務に就任している弁護士会員は，当該職務に就任している年度に限り，前条第一項に規定する公益活動等に参加したものとみなす。
4　本会に対し，公益活動等に参加できない理由を書面で申し出て，一年度につき五万円の公益活動等負担金を納付した弁護士会員は，前条第一項に規定する公益活動等に参加したものとみなす。

（所属弁護士への配慮義務）
第四条　弁護士会員及び弁護士法人会員は，その法律事務所に所属する弁護士会員に

される（予定が半年ごとに組まれるのでそうなる）が，欠員が生じればもっと早く登録されることもある。

■登録に研修が義務づけられるもの

現在，研修受講が登録の要件となっているのは「家庭法律相談センター」だけである。東京弁護士会主催の年2回の研修または研修委員会が主催する家庭法律問題の研修，家族法部会の主催する外部講師を呼んでの研修などから1年以内に2回研修を受けていることが登録の必須条件になっている。ちなみに，このような厳しい条件を課しているのは東京弁護士会だけである。

■専門セミナー

そのほかの法律相談は，研修の受講は任意だが，質のよい，信頼されるリーガルサービスを提供するために研修は進んで受けるべきである。東京法律相談連絡協議会（東京で法律相談を実施している団体の連絡協議会）等が各種研修を提供している。

「クレジット・サラ金相談」については，毎月1回研修会がある。タイムリーな情報と知識と経験にもとづいたスキルが提供される。「医療問題」については，2003年から研修が始まった。医師を呼んで講演をしてもらったり，医療事件の代理人に講演してもらうなどを始めた。「労働事件」については，労働基準監督署から講師を招いて講演してもらったり，労働専門部の裁判官に講演をお願いしたりして，新しい専門的実務知識を提供している。

そのほか，ここに取り上げられなかった各種研修，セミナーが東京法律相談連絡協議会や東京弁護士会から提供されているので積極的に参加してほしい。

義務とまではいかないが，研修，ガイダンスを受けない場合は，登録を取り消されることもあるので注意されたい。

図2

2004年度法律相談（一括）希望調査回答用紙（チエックシート） 提出日　月　日

氏名　フリガナ　登録番号　（　）期 登録　年　月

＊回答送信先 法律相談課　FAX03－3581－0865 問合わせ先 TEL03－3581－2206

＜弁護士会相談＞

基本名簿
- □ 1 甲名簿（一般、松屋、電話ガイド）指導担当なし
- □ 2 甲名簿（一般、松屋、電話ガイド）一般指導あり
- □ 3 乙名望（紹介事件）
- □ 4 丙名簿（扶助事件）
- □ 5 丁名簿（少額事件）
- □ 6 リーガルアクセスセンター名簿
- □ 7 顧問弁護士推薦

特別相談名簿
- □ 8 クレサラ事件
  - □・ 年1～2回程度希望
  - □・ 年3～4回程度希望
  - □・ 年5～6回程度希望
  - □・ 年12回程度希望
  - □・ 年12回以上希望
- □ 9 クレサラ指導
  - ＊ 回数はあくまでも目安です。
- □ 10 医療問題
- □ 11 消費者問題
- □ 12 労働問題
  - □・ 労働者側 可
  - □・ 労働者側 不可
  - □・ 使用者側 可
  - □・ 使用者側 不可
- □ 13 外国人相談
- □ 14 民事介入暴力
- □ 15 犯罪被害者（サポート）
- □ 16 高齢者障害者（オアシス）
- □ 17 子どもの人権相談
- □ 18 公害環境

会館外法律相談
- □ 19 新宿ナイター
- □ 20 家庭相談センター（指導なし）
- □ 21 家庭相談センター（指導あり）
- □ 22 小笠原諸島相談
- □ 23 銷糸町センター
  - □・ 年2回程度希望
  - □・ 年6回程度希望
  - □・ 年12回程度希望
  - □・ 年12回以上希望
  - ＊ 回数はあくまでも目安です。
- □ 24 北千住センター
  - □・ 年2回程度希望
  - □・ 年6回程度希望
  - □・ 年12回程度希望
  - □・ 年12回以上希望
- □ 25 池袋相談センター

＜外部相談等＞

扶助協会東京都支部関係
- □ 1 相談員
- □ 2 審査員
  - 希望場所
- □ 3 支部（会館）相談
- □ 4 新宿相談
- □ 5 池袋相談
- □ 6 上野相談
- □ 7 多摩（立川）相談
- □ 8 八王子相談
- □ 9 渋谷相談
- □ 10 北千住相談
- □

交通事故相談センター相談
- □ 11 本部
- □ 12 東京支部
- □ 13 多摩
- □ 14 損保協会交通事故相談
  - 希望場所（　）
- □ 15 都下各市交通事故相談
  - 希望場所（　）

区法律相談（在住在勤者）
- □ 16 中央区
- □ 17 大田区
- □ 18 東京商工会議所相談
  - 希望支部（　）

東京都関係
- □ 20 東京都人権啓発センター
- □ 21 東京都知的財産総合センター
- □ 22 クレジット会員法律相談
  - 希望場所（　）
- □ 23 その他臨時相談
  - 希望場所（　）
- □ 24 講師派遣
  - 可能テーマ（　）

＜取り扱い分野（取り扱う分野すべてにチエックをしてください。）＞

- □ 1 公害
- □ 2 日照
- □ 3 クレサラ
- □ 4 労働（労働者）
- □ 5 労働（使用者）
- □ 6 行政
- □ 7 税務
- □ 8 借地・借家
- □ 9 海事
- □ 10 倒産（破産・民事再生・更生）
- □ 11 独禁法
- □ 12 渉外
- □ 13 可能外国語（　）
- □ 14 扱う国（　）
- □ 15 親族（離婚等）
- □ 16 DV
- □ 17 相続
- □ 18 著作権
- □ 19 工業所有権（特許・商標等）
- □ 20 知的財産
- □ 21 医療過誤
- □ 22 民暴
- □ 23 建築紛争
- □ 24 消費者（先物、マルチ等）
- □ 25 消費者特殊（　）
- □ 26 インターネット問題
- □ 27 会社
- □ 28 刑事全般
- □ 29 刑事交通事故
- □ 30 少年事件

□上記以外の特に希望する分野（

＜広報関係＞

□取材対応名簿登録

対して公益活動等への参加を積極的に促し，又は当該弁護士会員が公益活動等へ参加できるよう積極的に協力しなければならない。

（勧告・公表等）

第五条　会長は，第二条第一項に規定する公益活動等に参加せず，かつ，第三条第四項に規定する公益活動等負担金を納付しない弁護士会員に対し，公益活動等への参加を勧告することができる。

2　会長は，前条の義務を履行をしない弁護士会員又は弁護士法人会員に対し，その義務を履行するよう指導することができる。

3　会長は，前二項の規定により勧告又は指導の措置を受けたにもかかわらず，その改善が認められない弁護士会員又は弁護士法人会員について，その氏名，登録番号及び事務所住所（弁護士法人会員については，その名称，届出番号及び事務所所在地）を，弁護士会館内に掲示して公表することができる。

4　会長は，前項の公表をする前に，公表対象となった弁護士会員又は弁護士法人会員に対し，弁明の機会を与えなければならない。

（公益活動等運営特別委員会）

第六条　この会規を実施するため，会則第五十七条に基づき，公益活動等運営特別委員会を設置する。

2　公益活動等運営特別委員会に関する事項は，別に規則で定める。

（年度の計算）

第七条　この会規における年度は，毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。

2　前項の規定にかかわらず，弁護士会員が本会に入会した最初の年度については，入会の日から翌年三月三十一日までの期間をいう。ただし，十月一日以後に入会した場合には，入会の日から入会の翌年度の三月三十一日までの期間をいう。

附　則

この会規は，日本弁護士連合会の承認を得て，平成十六年四月一日から施行する。ただし，第六条の規定は，公示した日から施行する。

別表（第三条第三項関係）

一　本会の会長，副会長，監事，常議員及び嘱託

二　日本弁護士連合会の会長，副会長，理事，監事，代議員，事務総長，事務次長及び嘱託

三　関東弁護士会連合会の理事長，副理事長，理事及び監事

四　司法研修所の教官及び所付弁護士

五　司法修習生の個別指導担当者

六　法科大学院の専任教員（みなし専任教員も含む。）

やってみよう!

国選弁護活動

■まずは，登録。

国選弁護事件の受任には「国選弁護人希望者名簿」に登録されなければならないが，その手続はいたって簡単。「**国選・当番名簿登録票**」※図3に氏名，登録番号及び報酬の振込先の銀行口座を記入し，職印を押捺して東京弁護士会人権課に提出すれば完了。

これで，あなたも国選弁護人希望者として登録される。

■いざ，受任へ。

名簿に登録されると，各会員に五十音順に「国選委嘱通知」が，ほぼ2月に1回，ファクシミリで送られてくる。通知が届いたら，指定された1週間及びその前後2週間の月曜日，水曜日，金曜日のいずれかの11時から11時30分までの間に，弁護士会館5階の指定された会議室で委嘱を受ける。

委嘱手続は，着席順に自由選択方式がとられているが，地裁，簡裁で開かれるいわゆる一審事件は1件しか受任できない。事件を選択したら，「国選弁護人推薦依頼票」に氏名，登録番号及び連絡先を記載し，委嘱通知とともに人権課の担当者に渡す。一度受任すると，国選弁護人は裁判所から解任されない限り辞任できないので，一審事件の受任にあたっては公判期日を十分に確認しよう。なお，3回以上の委嘱日に受任されなかったいわゆる滞留事件は，委嘱日でなくても，人権課で委嘱を受けられる。

その後，裁判所書記官室で選任手続を受けるが，「国選弁護人選任書」を受領し，「請書」及び「国選報酬費用等の請求書」を提出する。

また，受任事件の謄写料等の支給を求める場合は，あらかじめ担当書記官と打ち合わせる必要がある。ただし，否認事件でない限り，謄写料はまず支給されない。余談になるが，最近，筆者は，検察庁15階の記録閲覧室で，パソコンで手控えを作成している人や記録を閲覧しながらデジタルカメラで書証を撮影している人を複数見かけたが，注意は受けていなかった。

どれくらいの人が国選事件を受任しているのか，人権課に聞いた。

2003年3月26日現在，東京弁護士会の国選弁護人希望者名簿に登録されている者は1997名，うち2003年度に1件以上の国選事件（当番弁護から法律扶助事件に移行した事件も含む）を1件以上受任した者は1276名。3回続けて委嘱を受けないと委嘱通知の送信が停止されていた時期もあったようだが，なるべく多くの弁護士に国選弁護事件を委嘱するため，登録者全員に定期的に委嘱通知が送られている。

図3

国選・当番名簿登録票

（23区用）

年　月　日

□国選弁護人名簿のみの登録を希望します。
□当番弁護士名簿への登録を希望します（当番弁護士の登録は、国選登録が前提となっています）。
（下記に○を付けて下さい。）
①希望担当事件　成人事件のみ　（　　）
少年事件のみ　（　　）
成人・少年事件の両方　（　　）
※多摩支部での登録を希望される方は多摩支部（０４２６－４２－５０００）にお問い合わせください。

（登録番号） 氏　名	（　　）	印	期
事務所 所在地	TEL　（　　） FAX　（　　）		

弁護士会からの国選振込口座届出票

国選報酬の振込みは、毎月-月末です。
当番日当費は、基本的に毎月第4月曜日振込みで、法律相談と同じ口座（登録のない場合は会費口座と同じ）です。

銀行名	金融機関コード	支店名	支店番号
普通・当座	口座番号		
口座名義	フリガナ		

問合せ先　東京弁護士会　人権課　TEL03-3581-2205／FAX03-3581-0865

■報酬って，こんなもんかい？

さて，気になる報酬であるが，安いと安いと言われ続けてン十年。やはり費用対効果は小さく，地裁における標準事件（3回開廷）では，2003年度から8万5600円に引き下げられた。これに日当が加算され，源泉徴収税額と弁護士会手数料1050円が減算され，所定の銀行口座に振り込まれることとなる。

やってみよう!

当番弁護活動

■当番弁護士になるにはどうすればいいの？

まず，弁護士会の人権課カウンター（弁護士会館6階）に行って，当番弁護士登録申請用紙に成人・少年事件の希望担当事件，国選報酬振込銀行等を記入し，職印を押して提出すれば登録申請は完了。直接行かなくとも，電話（人権課直通03-3581-2205）で登録用紙のファクシミリ送付を依頼し，記入・職印押印したらまたファクシミリで返信すれば，とりあえずは大丈夫。

申請後最初に開催される刑事弁護委員会での承認手続きを経て，晴れて当番弁護士名簿に登載されることになる。当番弁護士名簿は，前期（4～9月期）と後期（10～3月期）の2期に分かれて年に2回作成されているが，後期名簿の登載に間に合わせるには，7月上旬開催の刑事弁護委員会で承認が受けられるよう6月末頃までに申し込む必要がある。

ただ，刑事弁護委員会での承認を受けた新規当番弁護士会員は，承認から名簿登載までの間，随時，人権課事務局から，「もし可能であれば」「もし希望があれば」ということで，「お声がかかる」ので，早く当番弁護士として活躍したい人は，何か月も辛抱することなく，活躍の機会は与えられる。

■年に何回くらい担当日が回ってくるの？

公益活動等が義務化される以前は，前期・後期，各3回程度，1年間で5～6回の割合だったが，義務化等の影響で登録者の人数が増えれば，当番担当日も減少する。

当番担当日一覧表は郵送されてくるが，東弁ホームページでも確認できる。一覧表が届いたら自分の担当日を確認し，都合の悪い日があったら自力で交換してくれる人を探す。担当日を入れ替えたことを人権課に報告するのを忘れないように注意しよう。

■担当日には連絡があるまで一歩も動けないの？

当番弁護士は，弁護士派遣の要請があったらすぐに出動できるのが基本。しかし，火災現場に急行すべき消防隊員並みの待機態勢までは不要だろう。

逮捕・勾留という生まれて初めての経験に，不安でいっぱいになっているであろう被疑者のもとへ，できるだけ早く駆けつけられるよう，確実に連絡がつく状態で準備していることが大切だ。特に，休日当番で連絡先の優先順位を携帯電話にした場合には，圏外地域に入らないよう，電源を入れ忘れないよう，要注意である。

当番担当日の待機時間帯は朝10時から午後5時30分までだが，出動要請は夕方になって入ることが多い。出動先があまりに遠方だったり交通の便が悪かったりする場合，夕方遅くの要請に対しては当番日翌日の朝に駆けつける方法もあるが，当番担当日は，夜にも予定を入れておかないほうが望ましい。

■出動要請がなかったら？

年に5～6回の当番担当日のうち，1～2回くらいは出動要請が入らないこともある（反対に，1日に2度の出動要請がかかることもある）。この場合，日当の支払は受けられない。当番担当日に読みたい本を決めておいたり，取り組むべき起案を考えておいたりするといいかもしれない。